

【日本人学生用】  
北海道大学学生寮入寮案内

－ 北 農 寮 －  
Hokushin Dormitory



北海道大学水産学部

# 目 次

<b>1 学生寮の概要</b>	
1) 目的	1
2) 管理運営	1
3) 名称と所在地	1
4) 定員	1
5) 施設・設備	1
<b>2 北農寮平面図</b>	
1) 1階平面図	2
2) 2階平面図	3
3) 3, 4階平面図	4
<b>3 入寮の願い出と手続き</b>	
1) 入寮資格者	5
2) 入寮の願い出	5
3) 入寮選考及び結果通知	5
4) 在寮期間	5
5) 入寮手続き	5
6) 入寮許可の取り消し	5
<b>4 入寮の準備</b>	
1) 携帯品	5
2) 荷物の送付先	5
<b>5 入寮後の生活</b>	
1) 居室	6
2) 食事	6
3) 風呂	6
4) 洗濯	6
5) 電話	6
6) 郵便物等	6
7) 寮生への連絡等	6
8) 寮生以外の者の宿泊の禁止	6
9) ガスの契約	6
<b>6 経費の負担と納入</b>	
1) 寄宿料	6
2) 駐車料	6
3) 光熱水料・消耗品費	6
<b>7 学生寮関係規則等</b>	
○ 北海道大学学生寮規程	7
○ 北海道大学学生寮規程実施細則	10
○ 北海道大学学生寮入寮選考基準	11

北海道大学学生寮位置図

# 1 学生寮の概要

## 1) 目的

学生寮(北晨寮)は、本学の学生に対し、学生生活のための良好な環境を提供し、もってその勉学に資することを目的として設置されています。

## 2) 管理運営

北晨寮は、北海道大学学生寮規程及び同実施細則に基づいて管理運営されています。管理運営責任者は大学院水産科学院長で、その事務は函館キャンパス事務部(学生担当)が担当しています。

## 3) 名称と所在地

北海道大学北晨寮  
 ☎ 041-0853 函館市中道1丁目9-1  
 ☎ 0138-52-1160 (管理事務室)

## 4) 定員

100名【男子；70名(内、留学生7名)、女子；30名(内、留学生3名)】

## 5) 施設・設備

### ① 施設

区画	男子専用			女子専用
	1階	2階	3階	4階
面積	575㎡	1,158㎡	672㎡	672㎡
居住施設	居室 14㎡ 12室	居室 14㎡ 28室	居室 14㎡ 30室	居室 14㎡ 30室
共用施設	寮生委員会室, 談話室, 炊事室, 洗面室, 洗面・洗濯室, 浴室, シャワー室, 便所・手洗, 倉庫	下足室, 談話室, 談話コーナー, 炊事室, 洗面室, 洗面・洗濯室, 浴室, シャワー室, 便所・手洗	談話室, 炊事室, 洗面室, 洗面・洗濯室, 浴室, シャワー室, 便所・手洗	談話室, 炊事室, 洗面室, 洗面・洗濯室, 浴室, シャワー室, 便所・手洗
定員 (1室1名)	男子 12室 12名	男子 28室 28名	男子 30室 30名	女子 30室 30名

### ② 設備

室名	室数	階	設備
下足室	1	2	靴箱, メールボックス
居室	100	1~4	机, 椅子, ベッド, FF暖房機, 熱交換型換気扇
寮生委員会室	1	1	テーブル, 椅子, 書架
談話室	4	1~4	テーブル, 椅子, 収納ロッカー
談話コーナー	1	2	テーブル, 椅子, 椅子用台車, テレビ, DVDレコーダー
自販機コーナー	1	2	自動販売機3台
炊事室	4	1~4	テーブル, IHクッキングヒーター, 電子レンジ, 冷蔵庫
洗面室	4	1~4	湯沸器
洗面・洗濯室	4	1~4	湯沸器, 洗濯・乾燥機
浴室	4	1~4	
シャワー室	4	1~4	
便所・手洗	4	1~4	
倉庫	2	1	

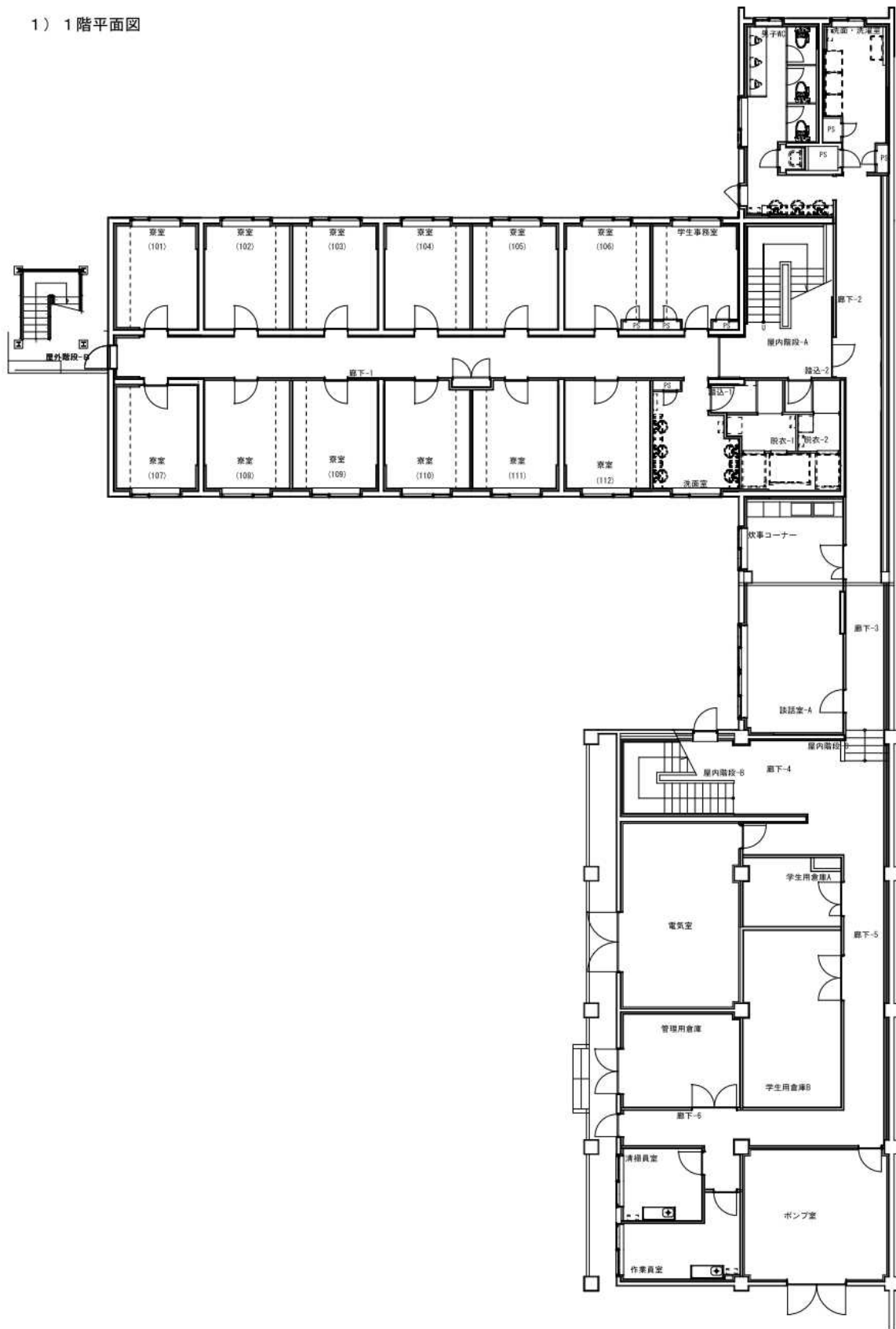
### ③ 駐車場

学生用29, 研究者用2, 身障者用1, 来客用3, 管理用3

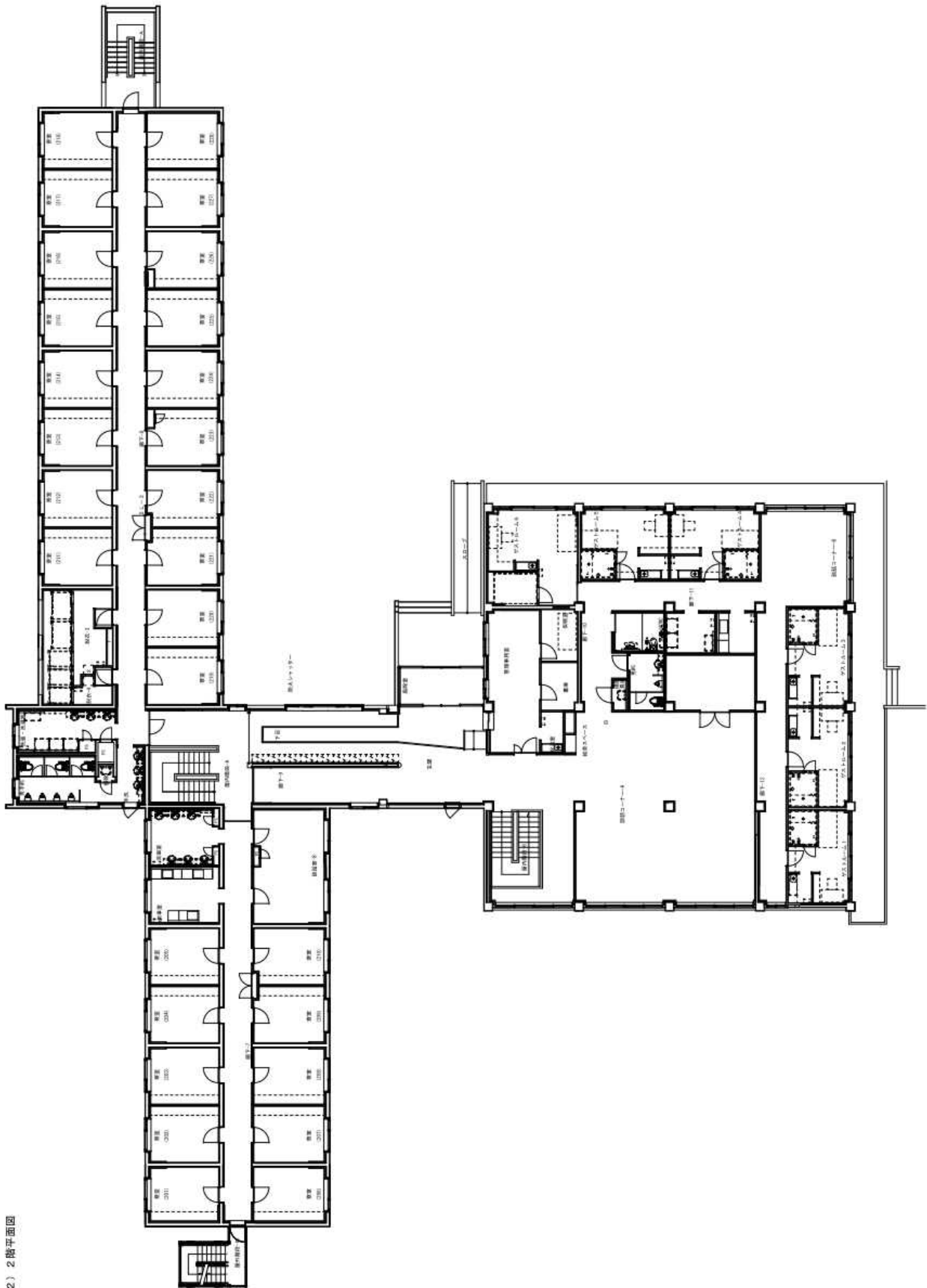
## 2 北農寮平面図

### 1) 1階平面図

#### 1) 1階平面図

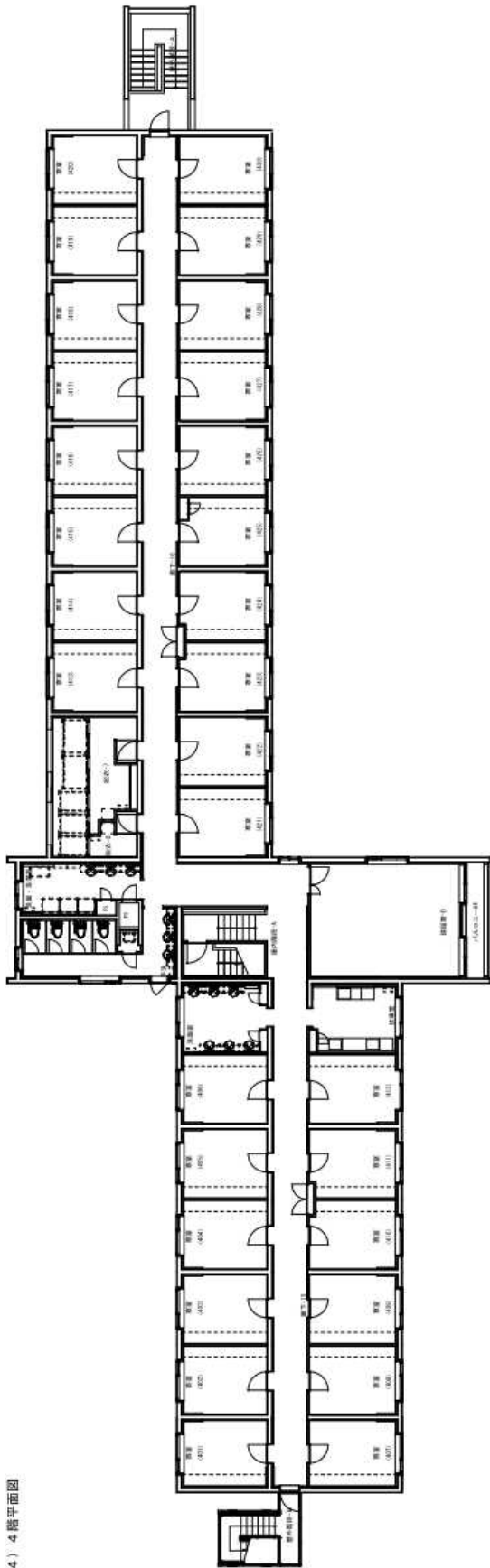


2) 2階平面図

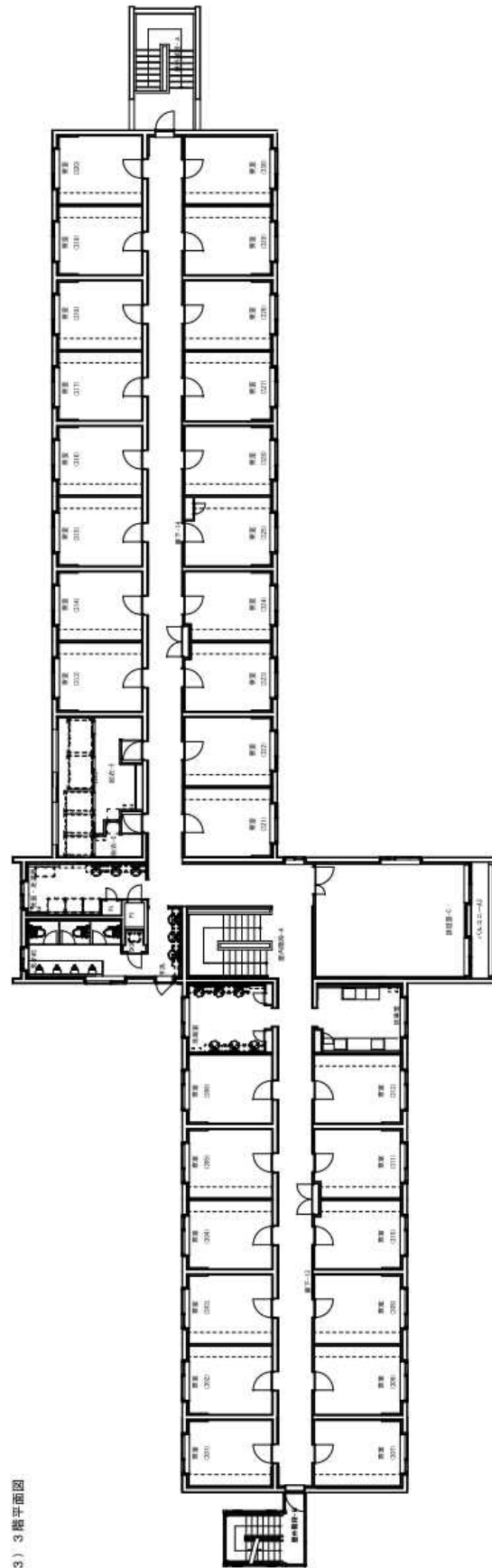


2) 2階平面図

3) 3, 4階平面図



4) 4階平面図



3) 3階平面図

### 3 入寮の願い出と手続き

#### 1) 入寮資格者

入寮資格者は以下のいずれかに該当する学生とします。

- ①日本人学生（正規生）で、入寮希望日における在学期間が、最短修業年限内である学生
  - ②日本人学生（正規生）で、入寮希望日における在学期間が、最短修業年限を1年を超えない範囲で超過しており、当該最短修業年限の超過について特別な事由があると管理運営責任者が認める学生
  - ③外国人留学生（修業年限等に関する制約はありません。）
- 【注意】本人の責任によらない事情により最短修業年限を超過した者で、最短修業年限超過期間が1年を超えない者は、必ず事前に函館キャンパス学生担当に相談の上、「最短修業年限超過の理由書」及び「超過の理由を証明する書類」を提出してください。

#### 2) 入寮の願い出

入寮希望者は、次の書類を提出してください。なお、入寮時期は別途ご案内いたします。

【日本人学生】

- ① 学生寮（北農寮）入寮願・入寮希望調書（日本人学生用）※別紙様式1号
- ② 同一家計内の家族の所得を証明する書類（給与所得者は源泉徴収票の写、給与所得者以外は確定申告書等の写）
- ③ その他該当する各種証明書等
- ④ 選考結果通知用の返信用封筒（長形3号、住所氏名を記入し110円分の切手を貼付したもの。）

詳しくは「入寮申請のしおり」を参照してください。

#### 3) 入寮選考及び結果通知

入寮者の選考は、入寮選考基準に基づき、管理運営責任者(大学院水産科学院長)が行います。選考結果は4月入寮希望者には3月上旬、10月入寮希望者には9月上旬に、本学部北農寮HP及び郵送により通知します。

#### 4) 在寮期間

日本人学生の在寮期間は、最短修業年限の範囲内とします。ただし、特別の理由があると管理運営責任者が認めたときは、在寮期間を延長することがあります。

日本人学生で、最短修業年限を超えて入寮した者の在寮期間は、最短修業年限を超えた日から起算して1年を超えない範囲内とします。この場合、原則として在寮期間を延長することはできません。

#### 5) 入寮手続き

入寮を許可された者は、下記により手続きを行ってください。

- ①「入寮誓約書」及び「入寮届」は、入寮日から7日以内に北農寮管理事務室へ提出すること。
- ②入寮許可日から14日以内に入寮すること。

#### 6) 入寮許可の取り消し

入寮を許可された者が、指定された期間内に入寮の手続きを完了しないとき（入寮しないときを含む。）、又は入寮の願い出の際に提出した書類に虚偽が認められたときは、入寮許可を取り消すことがあります。

### 4 入寮の準備

#### 1) 携帯品

居室には、机、椅子、ベッド、FF暖房機、熱交換型換気扇がありますので、それ以外のもので日常生活に必要な物を準備してください。

#### 2) 荷物の送付先

☎041-0853 函館市中道1丁目9-1  
北海道大学北農寮

〇〇〇〇様（本人の氏名）

荷物の配達日時に合わせて、本人も入寮するようにしてください。

## 5 入寮後の生活

- 1) **居室**  
居室の広さは、14㎡(約8畳)で個室です。
- 2) **食事**  
食事の提供はありません。各階に炊事室がありますので、簡単な食事を作ることができます。
- 3) **風呂**  
各階に24時間使用可能な浴室及びシャワー室があります。
- 4) **洗濯**  
各階に洗濯機、乾燥機があります。
- 5) **電話**  
寮生への電話は、管理事務室の電話で受け、寮内放送により呼出しします。
- 6) **郵便物等**  
郵便物は、玄関のメールボックスに入れておきます。また、書留は本人であることを確認して渡します。宅配物等は、管理事務室で受け取り、寮生へ掲示板で知らせます。
- 7) **寮生への連絡等**  
寮生への連絡等は、寮内の掲示で行います。
- 8) **寮生以外の者の宿泊の禁止**  
北寮寮に入寮を許可された者以外の者の宿泊は、禁止されているので厳守してください。
- 9) **ガスの契約**  
居室のストーブは、都市ガスを使用しています。北海道ガス㈱(TEL ; 0138-43-6162)と個々に契約してください。

## 6 経費の負担と納入

入居者が寮生委員会へ納める諸経費の月額、食費を除き、寄宿料・駐車料(該当者のみ)・光熱水料・消耗品費・その他の費用(自治会費)を合わせて**15,000円～25,000円程度**です。

- 1) **寄宿料**
  - ① 寄宿料は、**月額7,000円**です。
  - ② 月の途中で入寮又は退寮した場合でも、その月の寄宿料は納めていただきます。
  - ③ 既納の寄宿料は還付しません。
  - ④ 学生の学費を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる者に対して、寄宿料を免除する制度があります。詳細は学生担当にお尋ねください。
- 2) **駐車料**
  - ① 所有する乗用車を寮に駐車する場合は、別途申請が必要です。駐車料は、**月額3,300円**です。
- 3) **光熱水料・消耗品費**  
寮内において寮生が生活のために使用する光熱水料及び消耗品等の経費は、寮生の負担です。この経費には個人で使用して負担するものと、均等割で負担するものがあります。(光熱水料及び消耗品の負担区分は、北海道大学学生寮規程別表第2を参照)季節によって変動はありますが、**概ね月額2,000～7,000円**です。
  - ① 個人で負担するもの  
居室で使用する電気料、ガス料(専用メーター付)、ネットワーク回線使用料
  - ② 均等割で負担するもの  
電気料・・・寮生委員会室、談話室、談話コーナー、炊事室、洗面室、洗面・洗濯室、浴室、シャワー室、便所・手洗、倉庫  
水道料・・・炊事室、洗面室、洗面・洗濯室、浴室、シャワー室、便所・手洗  
ガス料・・・炊事室、洗面室、洗面・洗濯室、浴室、シャワー室  
消耗品費・・・トイレットペーパー

寄宿料、駐車料、光熱水料・消耗品費は、所定の期日までに寮生委員会に納めてください。寮生委員会はとりまとめのうえ函館キャンパス事務部経理担当へ納めます。

なお、3か月以上滞納したときは、退寮を命じます。



## 7 学生寮関係規則等

○北海道大学学生寮規程

昭和57年12月22日

海大達第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第39条第2項の規定に基づき、北海道大学学生寮(以下「学生寮」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、北海道大学(以下「本学」という。)の学生(外国人留学生を含む。以下同じ。)に対し、学生生活のための良好な環境を提供し、もってその勉学に資することを目的とする。

(学生寮)

第3条 本学に、次の各号に掲げる地区の学生寮として、当該各号に掲げる学生寮をそれぞれ置く。

- (1) 札幌地区の学生寮 恵迪寮, 霜星寮, 北大インターナショナルハウス北23条2号棟
- (2) 函館地区の学生寮 北晨寮

2 各学生寮の居室区分及び定員は、別表第1のとおりとする。

(管理運営責任者)

第4条 札幌地区の学生寮の管理運営責任者は総長が指名する副学長とし、函館地区の学生寮の管理運営責任者は水産科学院長とする。

(管理運営に関する審議)

第5条 学生寮の管理運営に関する基本方針は、学生委員会がこれを審議する。

(入寮資格)

第5条の2 学生寮に入寮することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本人学生で、入寮を希望する日における在学の期間(休学及び停学期間を含む。以下この項において同じ。)が、その者の最短修業年限の範囲内である者
- (2) 日本人学生で、入寮を希望する日における在学の期間が、その者の最短修業年限を1年を超えない範囲で超過している者のうち、当該最短修業年限の超過について特別な事由があると管理運営責任者が認める者
- (3) 外国人留学生

(入寮願)

第6条 学生寮に入寮を希望する学生(入学試験合格者を含む。第8条において同じ。)は、所定の入寮願に關係書類を添えて管理運営責任者に願ひ出るものとする。

(入寮の選考及び許可)

第7条 入寮の選考は、別に定める入寮選考基準により、管理運営責任者が行うものとする。

2 入寮の許可は、前項の選考の結果に基づき、管理運営責任者が行うものとする。

(入寮の手續及び許可の取消し)

第8条 入寮の許可を受けた学生は、指定された期日までに、所定の入寮契約書及び入寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

2 入寮の許可を受けた学生が、特別の事由がなく、指定された期日までに前項の手續を怠ったとき又は第6条に規定する入寮願及び關係書類に虚偽の事実を記載したことが判明したときは、管理運営責任者は、入寮の許可を取り消すことがある。

(入寮の時期)

第9条 入寮の時期は、学年始めとする。ただし、欠員がある場合には、学年の中途においても入寮させることがある。

(在寮期間)

第10条 在寮期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、特別の事由があると管理運営責任者が認める場合には、この期間を延長することがある。

- (1) 札幌地区の学生寮
  - イ 第5条の2第1号に定める者 当該学生の最短修業年限の範囲内
  - ロ 第5条の2第2号に定める者 当該学生の最短修業年限を超えた日から起算して1年を超えない範囲内
  - ハ 第5条の2第3号に定める者 6か月以内
- (2) 函館地区の学生寮
  - イ 第5条の2第1号及び第3号に定める者 当該学生の最短修業年限の範囲内
  - ロ 第5条の2第2号に定める者 当該学生の最短修業年限を超えた日から起算して1年を超えない範囲内

(寄宿料)

第11条 学生寮に入寮した学生(以下「寮生」という。)は、別表第1に定める寄宿料を毎月所定の期日までに、本学に納付しなければならない。

2 入寮又は退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は、1か月分を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、北大インターナショナルハウス北23条2号棟に、月の中途に入寮又は退

寮する場合における当該月の寄宿料については、別表第1の寄宿料の日額欄に掲げる入寮許可期間の区分に応じた日額に、当該月の入寮期間の日数を乗じて得た額とする。この場合において、入寮した日又は退寮した日は、それぞれ1日として計算するものとする。

4 既納の寄宿料は、還付しない。

5 特別な事由により寄宿料の納付が困難な寮生に対しては、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

(自動車保管場所)

第11条の2 北晨寮に、北晨寮の寮生の使用に供するため、自動車保管場所を設ける。

2 自動車保管場所を使用しようとする寮生は、所定の申請書を管理運営責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

3 自動車保管場所を使用している寮生が、自動車保管場所を使用しなくなるときは、あらかじめ管理運営責任者に届け出なければならない。

4 自動車保管場所の使用の許可を受けた寮生は、当該自動車保管場所の使用料として、月額3,300円を毎月所定の期日までに、本学に納付しなければならない。

5 自動車保管場所の使用を開始し、又は使用しなくなった日が月の中途であっても、自動車保管場所の使用料は、1か月分を納付しなければならない。

6 既納の使用料は、還付しない。

(光熱水料等経費の負担)

第12条 学生寮において、寮生が消費する光熱水料等の経費は、寮生がこれを負担するものとする。

2 学生寮において、本学が管理運営上必要と認めた経費は、本学がこれを負担するものとする。

3 前2項の経費の負担区分は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 寮生の負担する経費は、毎月所定の期日までに本学に納付しなければならない。

(施設等の保全の義務)

第13条 寮生は、学生寮の施設、設備及び備品等を常に良好な状態で維持・保全し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 管理運営責任者の許可なくして、施設、設備及び備品等をその用途以外に使用し、又は工作しないこと。

(2) 故意又は過失により、施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚染した場合は、その原状回復に要する経費を弁償すること。

(3) 火災及び盗難の防止その他の学生寮の管理運営上必要な事項について、管理運営責任者の指示に従うこと。

(4) 学生寮内に感染症(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症)が発生したとき又はその疑いがあるときは、速やかに管理運営責任者に届け出ること。

(退寮届)

第14条 退寮しようとする寮生は、指定された期日までに、所定の退寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

(退寮措置)

第15条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずるものとする。

(1) 本学の学生の身分を失ったとき。

(2) 第10条に定める在寮期間を超えたとき。

(3) 寄宿料、自動車保管場所の使用料又は寮生が消費する光熱水料等の経費の納付を怠り、3か月以上滞納したとき。

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずることができる。

(1) 長期の休学をしたとき。

(2) 3か月以上の停学処分を受けたとき。

(3) 医師により、疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。

(4) 学生寮の秩序又は風紀を乱し、他の寮生に著しく迷惑を及ぼす行為があったと認められたとき。

(5) その他この規程に違反し、学生寮の管理運営上著しく支障を来す行為があったとき。

(退寮時等の点検)

第16条 寮生は、退寮時又は転室時に居室その他居室に附属する設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けるものとする。

(寮生以外の者の宿泊の禁止)

第17条 学生寮においては、当該学生寮の寮生以外の者の宿泊は禁止する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、各管理運営責任者が定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (略)

1 この規程は令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条の2第4項の規定の適用については、同項中「3,300円」とあるのは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては「2,700円」と、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間においては「3,000円」とする。

別表第1 (第3条, 第11条関係)

学生寮	寮名	居室区分	定員	寄宿料(月額)	寄宿料の日額	
					入寮期間が1月以上の場合	入寮期間が1月未満の場合
札幌地区の学生寮	恵迪寮	日本人学生用	540名	4,300円	—	—
		外国人留学生用	40名	4,700円	—	—
	霜星寮	日本人学生用(女子に限る。)	64名	4,300円	—	—
		外国人留学生用(女子に限る。)	21名	4,700円	—	—
	北大インターナショナルハウス北23条2号棟	日本人学生用(女子に限る。)	32名	28,000円	933円	1,008円
		外国人留学生用(女子に限る。)	96名	28,000円	933円	1,008円
函館地区の学生寮	北晨寮	日本人学生及び外国人留学生用	100名	7,000円	—	—

備考 恵迪寮及び北晨寮の男子学生及び女子学生の定員は、別に定める。

別表第2 (第12条関係)

- (一) 恵迪寮の負担区分 (略)
- (二) 霜星寮の負担区分 (略)
- (三) 北晨寮の負担区分

室名等	負担区分		電気		水道		ガス		その他	
	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学
居室	○						○			
学生委員会室	○						○			
談話室	○						○			
談話コーナー	○						○			
炊事室	○		○				○			
浴室	○		○				○			
シャワー室	○		○				○			
洗面室	○		○				○			
洗面・洗濯室	○		○				○			
便所・手洗	○		○							
学生用倉庫	○									
風除室・玄関・下足室		○								
管理事務室		○		○				○		
作業員室		○		○				○		
清掃員室		○		○				○		
管理用倉庫		○								
電気室		○								
ポンプ室		○								
便所(職員用)		○		○						
廊下・階段		○								
常備灯		○								
清掃		○		○						
防火用水				○						
基本料金		○		○				○		
トイレットペーパー									○	○

- (四) (略)

## ○ 北海道大学学生寮規程実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、北海道大学学生寮規程(昭和57年海大達第36号)第18条の規定に基づき、学生寮の管理運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(入寮願)

第2条 入寮を希望する日本人学生は、北海道大学学生寮入寮願・希望調書(別紙様式1号)及びその他の入寮選考に必要な書類を管理運営責任者に願い出るものとする。

2 入寮を希望する外国人留学生は、北海道大学学生寮入寮願(外国人留学生用)(別紙様式2号)及びその他の入寮選考に必要な書類を管理運営責任者に願い出るものとする。

3 前2項に規定するその他の入寮選考に必要な書類は、学生委員会委員長が別に定める。

(選考結果の通知等)

第3条 入寮選考の結果は、文書により通知し、併せて入寮を許可した者の学生番号又は受験番号を公示するものとする。

(入寮手続)

第4条 入寮の許可を受けた学生は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ所定の期日までに管理運営責任者に提出するものとする。

(1) 入寮誓約書(別紙様式3号) 入寮する日

(2) 入寮届(別紙様式4号) 入寮した日から1週間以内

(退寮届)

第5条 退寮しようとする学生は、退寮する日の10日前までに退寮届(別紙様式5号)を管理運営責任者に提出するものとする。

(集会及び行事)

第6条 学生寮内のホール又は小会議室で集会又は行事を行う場合には、その前日までに集会・行事届(別紙様式6号)を管理運営責任者に届け出るものとする。

(自動車保管場所の使用)

第7条 北農寮の自動車保管場所の使用希望者は、自動車保管場所使用許可申請書(別紙様式7号)を、管理運営責任者に提出しなければならない。

2 管理運営責任者が、自動車保管場所の使用を許可したときは、自動車保管場所使用許可書(別紙様式8号)を使用希望者に交付する。

3 使用者が、自動車保管場所を使用しなくなるときは、自動車保管場所使用廃止届(別紙様式9号)を管理運営責任者に提出しなければならない。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則 (平成22年10月1日)

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月1日)

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月8日)

この細則は、令和4年3月8日から施行する。

別紙様式1号～9号 (略)

## ○ 北海道大学学生寮入寮選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、北海道大学学生寮規程(昭和57年海大達第36号)第7条第1項の規定に基づき、学生寮の入寮選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 控除後の金額 北海道大学授業料免除に関する選考基準(平成5年3月9日学生部委員会制定)に準じて算出された総所得金額から、臨時的な所得(公租公課等の経費を控除した退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいう。)を除いた金額をいう。

(2) 家計点 控除後の金額に基づき、別に定める家計点算出表により算出した数値をいう。

(3) 家族状況加算点 家族状況等に基づき、別表により算出した数値をいう。

(4) 地理的状況加算点 自宅から札幌キャンパスまでの距離(北寮寮に入寮を希望する者にあつては、自宅から函館キャンパスまでの距離)に基づき、別表により算出した数値をいう。

(入寮の選考)

第3条 入寮の選考は、家計点に家族状況加算点及び地理的状況加算点を加えた総合点を考慮して行う。

2 前項の選考にあつては、総合点が高い者を優先する。ただし、総合点が高点の場合は、家計点が高い者を優先し、家計点が高点の場合は、控除後の金額が低い者を優先する。

(特例措置)

第4条 風水害等の災害及び不慮の事故等により、特に考慮する必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、入寮を許可することがある。

(外国人留学生の入寮の選考)

第5条 外国人留学生の入寮選考については、別に定める。

(雑則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、管理運営責任者(水産科学院長を除く。)が別に定める。

附 則

この基準は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、昭和63年3月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年2月15日から実施し、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年1月1日から実施する。

### 別 表

#### 1 家族状況加算点算出表

事項	点数
1 両親(養父母)がいない場合	2
2 母(父)子世帯の場合	2
3 長期療養者のいる世帯の場合	
イ 長期療養者が学資を主として負担している場合	1
ロ その他の場合	1
4 身体障害者等のいる世帯の場合	1
5 その他自宅での勉学が困難な場合(著しい騒音の場合、専有面積が3畳以下の場合等)	1

備考 該当する事項が2項目以上ある場合には、点数の多い2項目に限り、加算するものとする。

#### 2 地理的状況加算点算出表

自宅からの距離	点数
2,700km以上	1.0
2,000km以上2,700km未満	0.8
1,000km以上2,000km未満	0.6
500km以上1,000km未満	0.4
41km以上500km未満	0.2
41km未満(ただし、通学所要時間が2時間以上の者)	0.1

## 北海道大学学生寮（北農寮）位置図



国立大学法人北海道大学  
函館キャンパス事務部 学生担当  
〒041-8611  
北海道函館市港町3-1-1  
TEL 0138-40-5507  
FAX 0138-40-5531